

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(四七)	1
労働委員会規則	
秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(一)	1
議会議務局告示	
秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(二・議会議務局総務課)	2
監査委員告示	
秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(一)	2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十七号

秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
の規程

秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十三年秋選管告示第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。
第十一条第二項中「第四条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十二条を第八条とする。
第十三条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

様式第一号から様式第十八号までを削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

労働委員会規則

秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二

秋田県労働委員会規則第一号

秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十七年秋田県労働委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条から第八条までを削り、第九条を第四条とし、第十条を第五条とし、第十一条を第六条とする。

第十二条第二項中「第四条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十三条を第八条とする。

第十四条から第二十二條までを削り、第二十三條を第九条とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

様式第一号から様式第二十九号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

議 会 事 務 局 告 示

秋田県議会告示第一号

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。

第十一条第二項中「第四条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十二条を第八条とする。

第十三条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、本則に次の一条を加える。

（補則）

第十条 この規程に定めるもののほか、議会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、議会が別に定める。

様式第一号から様式第十八号までを削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県監査委員

秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。

第十一条第二項中「第四条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十二条を第八条とする。

第十三条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、本則に次の一条を加える。

（補則）

第十条 この規程に定めるもののほか、監査委員が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

様式第一号から様式第十八号までを削る。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 八七六六 FAX 863 〇〇〇五
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄

